

平成24年9月甲良町議会定例会会議録

平成24年9月24日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 認定第1号 平成23年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3 認定第2号 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第3号 平成23年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第4号 平成23年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第5号 平成23年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第6号 平成23年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第7号 平成23年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第8号 平成23年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第9号 平成23年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第11 議案第37号 平成24年度甲良町一般会計補正予算（第4号）
- 第12 議案第38号 平成24年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第39号 平成24年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第40号 平成24年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第41号 平成24年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第16 意見書第2号 香港民間団体による領海侵入および尖閣諸島不法上陸に関する意見書（案）
- 第17 意見書第3号 李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書（案）
- 第18 意見書第4号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

(案)

- 第19 意見書第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書(案)
- 第20 議員派遣について
- 第21 委員会の閉会中における継続審査および調査について

◎会議に出席した議員(12名)

1番	阪東佐智男	2番	野瀬欣廣
3番	西川誠一	4番	濱野圭市
5番	丸山光雄	6番	木村修
7番	藤堂一彦	8番	丸山恵二
9番	金澤博	10番	山田壽一
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	大橋久和	会計管理者	山本昇
教育次長	金田長和	税務課長	上田和光
企画監理課長	中山進	人権課長	奥川喜四郎
水道課長	茶木朝雄	産業課長	米田義正
建設課長	若林嘉昭	住民課長	中川愛博
保健福祉課長	川嶋幸泰	学校教育課長	橋本悟
総務課参事	中川雅博	保健福祉課参事	片岡聡
水道課参事	北坂仁		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書記 宝来正恵

(午前 9時17分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達しておりますので、平成24年9月甲良町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 西川議員および4番 濱野議員を指名いたします。

次に、日程第2 認定第1号から日程第10 認定第9号までを一括議題といたします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審議されておりますので、その報告が提出されております。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

金澤委員長。

○**金澤予算決算常任委員会委員長** それでは、予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

平成24年度9月24日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

予算決算常任委員会委員長 金澤博。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 審査結果。

事件の番号、認定第1号 平成23年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定しないものと決定。

認定第2号 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第3号 平成23年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第4号 平成23年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第5号 平成23年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第6号 平成23年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第7号 平成23年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第8号 平成23年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第9号 平成23年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

続いて、審査経過。

認定第1号 平成23年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

収入の部。

町税の不納欠損処分の理由の中で、生活困難が52件あるが、何を基準に判断したかとの問いに、納期内納付できない方は来庁してもらい、納税相談の中で家族の状況等を考慮し、判断しているとのことであった。

個人住民税、固定資産税、軽自動車税で57件の不納欠損処分をしているが、どのような手続で不納欠損処分をしているのかとの問いに、基本は納期内納付で話をしているが、生活困窮で払えない方については納税相談を行い、分納誓約書を提出していただき、納付してもらう。滞った場合には財産調査を行い、財産があれば差し押さえ等を行い、ない場合は不納欠損処分の方向で進行管理を進めているとのことであった。

固定資産税の死亡者課税について、前年度も指摘したが、現在などのような状況かとの問いに、死亡者については相続人を確定し、その方に課税しているとのことであった。

臨時財政対策債は臨時的なものだと思うが、今後の見通しはとの問いに、臨時財政対策債は国に財源が乏しいことから、国と地方が借り入れを折半し、地方の借り入れについては後年度に全額交付税参入されるものであり、今後、減少方向ではあるが、制度は維持されるものではないかとのことであった。

地方特例交付金は、住民税減収補填分と自動車取得税減税補填分があるが、法定減免分のものかとの問いに、住民税減収補填分は住宅取得控除が住民税

でも受けられるようになったため、減収分の補填であり、自動車取得税減税補填分はエコカー減税による自動車取得税減収分の補填であるとのことであった。

ほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

歳出の部。

財産管理の委託料で道路施設等状況調査委託費 2, 231万2, 500円の内容はとの問いに、全額国の緊急雇用交付金を使い、道路台帳の更新および道路施設等管理システムの構築を行ったとのことであった。

愛のりタクシーの利用者数と利用率はとの問いに、甲良線の状況は年間利用者 1, 503人で、1便当たり 1.2人の利用とのことであった。

防火水槽設置工事の場所と地元負担金はとの問いに、在土地先の藤堂高虎公出生地跡に 40平米の防火水槽を設置、地元負担金は 10%とのことであった。

地元負担金が発生するため、小さな字では要望できないので負担金の見直しは考えていないのかとの問いに、防火水槽以外の道路工事等でも地元負担金があるので、関係課で検討したいとのことであった。

なじみの安心事業補助金 2万円、老人クラブ健康づくり事業補助金 7万円は、補助額が少ないのではとの問いに、なじみの安心事業補助金は、介護者が急病等で介護できない場合に安心して生活が送れるよう支援する事業で、指定通所介護事業所等で一時的に宿泊を行うもので、年 12回、1時間当たり 150円から 300円の利用料が要る。老人クラブ健康づくり事業補助金は、健康づくりのための料理教室等での栄養士講師謝金の補助金とのことであった。

温水プールの改修工事が行われたが、何年かに一度は大きな改修が要るのかとの問いに、今回の改修はプールの塗装工事、数年に一度大きな改修が要るとのことであった。

農業生産者指導支援員が設置されているが、生産者への指導はどのようなものかとの問いに、生産組合は 6部会あり、各部会の生産体制づくりに関して現地へ出向き、町と生産者の調整をしながら特産品開発や農業指導をしてもらっているとのことであった。

住宅リフォーム・太陽光発電設備設置補助金は、他町では申請が多く補正されたと聞いているが、当初予算を下回った理由はとの問いに、実績は、リフォームが 24件、太陽光が 5件であり、下回った理由としては、住宅リフォーム等のお知らせを全戸配布してからの締め切りまでの期間が短かったことが原因とのことであった。

学校給食の残食量はとの問いに、物にもよるが、野菜は 1割程度で、その

他のものはほぼ完食であるとのことであった。

図書館情報システムの保守委託とリース料で約350万円ほど支払いがあるが、その内容はとの問いに、図書の貸し出し、返却、統計等に関するシステムが入っているパソコンのリース料および保守料。自宅からシステムを利用して図書館にある本の全リストや貸し出しの状況等がわかるので、借りたい本を予約することができるシステムとのことであった。

文化財保護費の臨時職員賃金132万円は、文化財保護の専門の職員がいるのか、また、どのような仕事をしていたのかとの問いに、平成23年4月から9月までの6カ月間の賃金で、文化財の仕事に専門にいただいた臨時職員のものとのことであった。

ほかにも質疑や指摘があった。

討論。

全体としてはほとんどの部分で賛成であるが、せせらぎの里整備計画の中で、事業運営主体や責任主体、駅長等が不透明であり、県内で16番目の道の駅としての期待も高いが、平成22年度中にある程度の運営方法等ができていないように思うので、決算認定については反対討論とする。

ほかにも反対討論があった。

認定第2号 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

被保険者の加入率が年々減少しているが、滋賀県下の状況はとの問いに、加入率は県内で一番高く、県平均の加入率は23.69%、本町は32.02%とのことであった。

特定健診受診者は、平成22年度が634人、平成23年度が672人と増加しているが、率では42.12%と国が定めている65%までにはまだまだであるが、受診勧奨はどのようにしているのかとの問いに、受診勧奨は民間業者に委託して保健師が訪問や電話により受診を呼びかけているとのことであった。

短期保険証および資格証明の発行枚数はとの問いに、直近の状況は資格証明が23世帯で31人、短期保険証が83世帯で154人とのことであった。

ほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

認定第3号 平成23年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算。

水洗化率が61.7%と低いが、滋賀県下の状況はどうか。また、水洗化率が低位で推移している理由はとの問いに、県の平均は85.8%で、琵琶湖東北部流域下水道管内では78.9%である。水洗化が進まない理由としては、経済的なものが大きく、集落によっては90%を超えているところもあるが、今後も啓発に努めたいとのことであった。

分担金の過年度分の収納が少ないが、何をポイントとして改善すべきかと

の問いに、滞納者に対し納入通知書を発行し、相談活動を通して理解を求め分納を含めた納入に努めたいとのことであった。

琵琶湖東北部流域下水道の稼働率について余力があるかとの問いに、年度別の事業計画に応じた汚水量により整備されているので、今のところ余力があるとのことであった。

ほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

認定第4号 平成23年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算。

一般会計のその他繰入金が866万149円計上されているが、平成23年度末の累計はとの問いに、7,487万4,615円とのことであった。

貸付金残高が2億2,070万8,766円あるが、一般会計からの繰入金と住宅新築資金会計での借入金も含めると赤字になるのではとの問いに、貸付金残高は利息が入っていないのでそうはならないとのことであった。

過年度分の新築資金および持ち家資金の収納率が、新築資金は5.2%、持ち家資金は0.1%と低いが、担当課の見解はとの問いに、滞納者に理解を求め、収納率向上に努めるとのことであった。

認定第5号 平成23年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算。

公共事業用地取得事業費の物件補償はとの問いに、平成4年に払い下げた土地に土管があり、その撤去補償とのことであった。

その土管は、宅地造成事業でできたもので、町が責任を持つのかとの問いに、町が先行取得で持っていたもので、土地取得会計で補償したとのことであった。

ほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

認定第6号 平成23年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算。

借入金の返済が終了する時期はいつかとの問いに、当初、銀行等から借り入れていたが、売れ行き不振のため、一般会計で全額立て替えて返済したので墓地公園会計では借り入れはない。売却できたら一般会計に繰り入れるとのことであった。

認定第7号 平成23年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算。

要介護認定者合計410人のうち、認定を受けながら利用していない人はとの問いに、未利用者は39人で、うち2人が入院している。今後のために認定を受けている人や認定を受けても本人が利用しない方もいるとのことであった。

1割負担があるので利用できない方がいるのかとの問いに、経済的理由までは把握していないとのことであった。

介護予防事業を進めることは大切であり、担当課としてはどのように考え

ているのかとの問いに、介護予防は重要であり、包括支援センターの一般施策とタイアップしながら進めるとのことであった。

甲良町は、滋賀県内で保険料が一番高く、1人当たりのサービス利用料も高い。健康で暮らすことは大切であり、今後の計画はどのように考えているのかとの問いに、高齢者保険福祉審議会等で十分協議したいとのことであった。

ほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

認定第8号 平成23年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。

保険料は県で決定されると思うが、本人の所得だけで決まるのかとの問いに、町の裁量はなく、本人のみの状況で決まるが、所得状況に応じて軽減措置があるとのことであった。

所得税非課税でも保険料がかかるのかとの問いに、所得税が非課税でも均等割がかかるとのことであった。

ほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

認定第9号 平成23年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告。

過年度損益修正損は、215万4,883円で37件の不納欠損をしたが、理由別内訳はとの問いに、居所不明3件、倒産破産2件、生活困難23件、その他9件とのことであった。その他9件はどのような理由か。また、生活困難が23件の基準はどのように判断したのかとの問いに、その他9件は水栓がない状況や閉栓のままである状態であるとのことであった。また、生活困難は、平成23年度は平成11年度分までの滞納分を不納欠損にしたとのことであった。

滞納による給水停止は生命にかかわることで、最終手段であっても滞納分の対価となる貯金、財産関係等経済的担保の対応が必要ではないかとの問いに、一気に給水停止はしていない。滞納の通知をしながら生活に支障のない範囲で最終的な判断を行っているとのことであった。

太陽光発電の設置で最大6.2キロワット確保できて節電に努力されたが、必要電力の何%に当たるのか、また、どれだけ節電できたかとの問いに、1カ月に約1,000キロワットの節電になっているとのことであった。

ほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

以上で、報告を終わります。

○**建部議長** 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

3ページの上から2行目です。防火水槽についての質問と答弁が要約して書かれています。2行目のところで、小さい字では要望できないので負担金の見直しは考えないのかという負担金の見直しという表現ですけども、これは私が質問した項目、内容です。

そこで、私は防火という、防災という行政の一義的な責任なので、地元負担金はゼロにすべきということで発言をしたわけですけども、その負担金の見直しという表現は地元負担金のゼロということも含んでいるということで、委員長も理解されているかどうか。理解していただきたいなと思っていますが、見解、よろしくをお願いします。

○建部議長 金澤委員長。

○金澤予算決算常任委員会委員長 本来なら私が答えるべき質問じゃないんですけど、私の見解は、あなたの質問を聞いて行政が答弁した。しかし、地元負担金も、この防火水槽だけじゃなしに、ほかの一般の土木工事でもいろいろ発生していると、もらっていると。それで、今後こういう方向で検討したいというふうに聞いています。だから、あなたのゼロということは、私もゼロにはならない。ただ、検討しますという回答だけもらっています。よろしいですか。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 続けて、行政側の答弁の姿勢を聞いているのではなくて、私が聞いた立場、つまり負担金の見直しというのは私が発言したゼロにすべきだ、私の提案ですから行政がどう答えるかは別としても、地元負担金はゼロであるべきというように発言したわけですから、この見直しというのはゼロにすべきという内容も含まれている、見直しという中には含まれているというように理解してよろしいかと。

○建部議長 一応そういうこともあるということで、西澤議員、ここは委員長の答弁は差し控えます。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 私から1点、字の誤りですが、不能欠損処分の不能の「能」という字が誤りでありますので、納める「納」に訂正を願います。

ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、認定第1号 平成23年度甲良町一般会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

23年度一般会計決算認定について、日本共産党所属の議員を代表して討論を行います。

23年度予算案が提案された昨年3月議会の予算決算常任委員会では、住宅リフォーム補助や医療費無料化の拡大など、ささやかではありますが、町民の暮らしを直接温める方向が見え始めたこと、また、同和対策事業の宅地分譲事業で大量に残地となった責任を問う無法放置土地裁判の判決を受け入れ、同和対策事業で生じた行政上の歪みを公正に後始末する。部分的ではあるが、方向性が示されたこと、また、官製談合事件については、当時の町長、議長、副議長を町長として3月17日に告発し、行政における不正は許さないとする姿勢を示したことなどを評価し、賛成した経緯がございます。

しかし、その後の執行には町民の期待に添わないところが明らかになったと考えます。その基本になるところは次の諸点であります。

1つ、住宅リフォーム補助・太陽光設置補助制度の新設については、積極的側面を持ちながら、受け付け期間や手続などで利用勝手が悪く、他市町と比較しても当初予算を割り込む実績でした。今年度および来年度以降に教訓を活かす取り組みが求められると思います。

2つに、交流村構想を縮小し、せせらぎの里こうら整備事業は、北川町政の公約の重要な中心柱だったと思います。私たちはその成功のためには、1つ、箱物優先の切り替え、出荷力をつけるための手厚い農業振興施策が必要です。

2つに、その農業生産に打ち込めることも含め、町民の暮らしと健康を根底から支える暮らし応援、子育て応援施策の充実が必要です。

3つに、この事業と地域を支える上で、町民が一致結束することを妨げている同和特別の終了が重要であること、この3点を成功のための3条件として定義してきました。

具体的に検討してみますと、園芸作物振興事業は、22年度が816万円余と比較し、23年度は287万余円、34%に落ち込んでいます。滋賀の水田野菜生産拡大推進事業補助金143万9,000円をプラスしても431万円弱であり、前年度の52%にしかありません。地域農産物開発育成事業補助は、22年度が5件で50万円に対し、23年度は2件19万円です。一方、直売所整備費は合計6,100万円の実績です。これらは直売所成功の基礎となる農業支援事業が前年度より落ち込んでいる半面、箱物建設が優先されているあらわれであり、成功のためには何が必要なのかなどの方針と、その実践を進める行政内の知恵と結束が欠如していることが主な要因だと考えます。

町長は、国の補助事業であるため期間延長は認められないと言いますが、

かつて同和対策事業で申請した当初の期限に間に合わないため、事業の延長を申し出ている事例が土地裁判の資料整理から幾つも発見されています。事業経営責任体の設立にも、駅長の選任にも、めどの立たない現時点に立って、改めて特産品などの生産、出荷体制と事業体制確立ができるまで、施設の拡大だけが先行する現計画の根本的見直しの決断を強く求めるものであります。

3つ目に、滞納額の膨大な累積に対する分析と解決策の基本が欠如していると考えます。私たちは、2つの基本を提起しています。1つは、経済的、社会的弱者の救済策の強化です。滞納および不納付欠損金の大半が経済的困難だと分析しておきながら、各種の税（料）の負担軽減策の検討すらしていません。それどころか、法律で認められた減免制度も町民に条件が該当すれば適用できますよと告知すらしていません。2つは、社会的ルールを守らせ、無法は許さないとする毅然とした対応です。この2つを貫く基本は、すべての住民の生きる権利を保障し、暮らしを応援する施策の充実にあり、全体の奉仕者を、町長を先頭に職員、幹部が貫くことにあります。

4つに、前項とかかわりますが、同和対策事業の根本的な総括を行い、特別事業終了への転換です。同事業の中心命題が住環境の改善と地区住民の自立促進、貧困問題の解決にあったことは疑いありません。本町でも、同和対策事業最優先を掲げて進めてきましたが、23年度事業の決算を迎えて、成果と欠陥、積み残したものの、貸付金の回収など、全面的総括が考えますが、踏み込んだものではありません。それどころか、何の法的根拠もなく、申請減免でもない固定資産税の一律3割減免を23年度も続けていたことが判明しました。これはどこから見ても納得は得られないものと思います。速やかに、負担能力に応じた減額制度へと転換すべきものです。地域の枠組みによる軽減策ではなく、負担能力に応じた制度にすれば住民合意が得られるものと革新します。

この点で、1986年12月に出された政府の地域改善対策協議会の意見具申は、地域改善対策の今日的課題として次のような指摘をしていて、我が町として教訓にする必要を感じます。意見具申では、同和地区の実態の劣悪性から起因する差別的な偏見を生む状況はなくなっているにもかかわらず、新たな差別意識を生む新しい要因が存在しているとして、新しい要因の4点のうちの1つは、行政の主体性の欠如であるとずばり指摘しました。その内容は、民間団体の威圧的な態度に押し切られて不適切な行政運営を行うという傾向が一部に見られると指摘し、一般対策と一般施策との均衡を欠いた事業の実態と行政機関の姿勢は、国民の強い批判と不信感を招来していると明快に述べています。

さらに、本町が人権尊重のまちを標榜しているのであれば、県下一平均寿

命が短い町からの脱出を正面に掲げ、それに見合う施策の展開を集中して取り組まねばならないのではないのでしょうか。それこそ生きる権利を保障するという人権尊重の一番大切な課題だと思います。介護給付、町民1人当たり県下で一番高いこと、県下一の短命の町という現実、個々の現場の努力があるものの、中心課題に据えることをおざなりにして健康応援を後回しにしてきたことが主な要因であることを受けとめねばならないと思います。

今、人権尊重で大切なことは、人の心のありようを問題視するという狭い枠からとらえることではなくて、非正規雇用の蔓延、使い捨て労働など、憲法に保障された働く権利の保障と生存権が歴代政権の下で脅かされている現実からの転換、消費税の増税や年金、医療の切り捨て政策から住民の防波堤となる施策の充実だと考えます。

最後に、決算は、数値の正確さはもちろんのこと、甲良町の顔であり、次期に向かう課題や教訓を明らかにするものでないと思います。町政の歴史と住民の営みの積み重ねがあすの甲良町をつくるものになるものと思います。不正取水や官製談合事件を解決し、決算にあらわれた膨大な滞納金の背景となっている貧困と不正、利権などの要因を克服する課題も共通したものがあると考えます。そして、農業振興の強化、暮らし、子育て、健康応援などを重点とした税金の使い方に今こそ切りかえることを強く求め、その方向と外れる23年度決算認定についての反対表明といたします。

これで、討論を終わります。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 賛成討論をいたします。

私も予算決算常任委員会でこの道の駅の問題はいろいろ意見も出ました。しかし、その内容を、私はほとんどのことには賛成ということで議員は一致しているわけですが、ただ整備計画の中で事業運営の主体性とか、駅長等が不透明であり、来年3月のオープンに向け、それだけの準備ができていないということで、議員はこれでいけるのか、やっつけいけるのかという大きな不信感を持っていてこの前の認定になったわけです。

しかし、町長もこの前の最後のあいさつの中で、今後は議員の皆さんの意見を聞きながら詰めていきたいと、そういう前向きな回答があったので、私はその言葉を信じて、そしてまた、今日の朝、室長に言いましたように、もう時間がないから今後は、12月までには産建文の議員を中心に、やはりプロジェクトをつくっていただいて、早急にそういう事業を遂行できるように立ち上げていただきたい。そういう期待を込めまして賛成討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

濱野議員。

○濱野議員 4番 濱野でございます。

私、予算決算の委員会でも申し上げさせていただきました。会期も長くあるというようなことでございまして、何らかの形でいい回答を本日までにいただきたいと。本当に多くの町民の方が来年の3月にオープンするせせらぎの里について心配をなされております。また、大きな期待もされております。それが当面の間は公設でやっていくというような方向性に180度変わったようにお聞きをしました。大変抱えている問題は大変よくわかるのでございますが、今、2年も3年もかけていろいろな運営協議会等々で議論も交わされて、来年3月にしっかりとオープンしていこうというようなことで、町民のいろんな方に意見も聞きながら前向きな姿勢で進んできたことはよくわかるんですが、それが一転、少し無理だということで、公設でやっていきたいというようなお話でございました。

そういったことで、本日、室長の方から事前に少しお話を聞かせていただいたわけですが、いまだ本日、ある程度の方向性も説明をするのは無理だと、12月議会まで待っていただきたいというようなお話でございました。私どもは来年の3月、今少し無理ならせめて半年ぐらいは試運転をしながらシフトをして、9月にしっかりとオープンできるような体制であるとか、もう少しぐらいならずらしてでもしっかりとしたもののが近々できるようなことでオープンをしていただきたいという思いがありました。

しかし、そういった回答も本日いただけませんでした。しかし、本当に多くの町民の方が期待をされております。その町民の皆さんの声に応えるようにしっかりとこの事業はやり遂げるべきだというふうに思います。3年、5年先はどのようなことになっているかもわかりませんし、いつまでも補助金等々を投入しながら運営していくのが、果たしてそれがいいのかという部分もございます。昨年も150万、またいろいろと運営協議会等々の補償金等々も沢山支払いがされております。そういったことも考えますと、当初の目標どおりに来年の3月、少しは遅れるんですが9月ごろをめどにしてしっかりとオープンをしていただきたいと、そういう熱い思いがあります。そういうことをしっかりと要望しながらですが、ほとんどのことは、私は賛成でございまして、せせらぎの里の問題に関しまして大変疑問を感じております。そのことによって反対討論とさせていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

西川議員。

○西川議員 3番 西川です。

反対討論をさせていただきます。

私は、予算委員会では、弁護士報酬につきまして明細を出していただけてませんかという形で話しまして、大きな金額の部分はいただきました。このような資料をいただきたいというふうに私は思っていたわけですが、ほかの残りの分も、今、情報公開請求等、されておりますので、出していただけるものと信じて、この部分は良といたします。それから、ほかのものについても大方は良でございますが、せせらぎの里につきましては、やはり来年3月オープンというのは一応公言されているわけですから、その辺につきまして、私、この間予算委員会でも質問しましたが、だんだんと後退しているじゃないかと。前向きに取り組むと言っていた話が全然親展していないというところの問題と、それと、協議会とか運営委員会とかいろいろ、あるいはあったわけですが、その費用も払われているわけですが、そういうところで多少ですが払われております。その辺でも、やはり積極的に取り組んでいただいているという中で信じていたわけですが、これがずれていくと。いろいろ問題があることは私自身も会員として知っていますが、その辺のところをやはり3月オープン、やっぱりどんなことがあってもふんどしの緒を締めて頑張っていくという形をとっていただきたいというふうに思います。

3年、5年といいますと、この間も言いましたが、やはり人間も皆かわってしまう可能性もあります。今までの人事を見ていまして、毎年毎年かわっているわけです。その辺のところ、やはり誰が軸になってやっているんだという問題点もありますし、今後は当分かえないというような形で一生懸命取り組んでいただけるよう、公設という形で当分は進むんでしょうが、そこへ行くまでにいろんな努力がされていかなければいけないと思うし、町民の方も心配しておられる方もいっぱいいらっしゃいます。その辺のところを前向きに取り組んでいただきたいという形で、再度奮起を促すという形で私は反対とさせていただきます。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

木村議員。

○**木村議員** 6番 木村です。

この委員長報告の中にもございましたが、討論のところ、全体としてはほとんど賛成であるが、せせらぎの里整備計画の中で云々という文がございますが、先に反対討論という中でもございましたが、この問題は私もよく理解できるし、心配している部分ではございますが、あくまでもこの議案は23年度の決算ということの議案だということで、心配はしておりますが、24年度の予算の中での心配だと当たっているかなというふうに思うんですが、あくまでも23年度の決算という部分で賛成討論の方に表明したいと思いません。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

藤堂議員。

○藤堂議員 賛成討論をさせていただきたいと思います。

そもそも皆さんの反対の方々は、道の駅のオープンに向けての心配事で反対だというような思いであろうと思いますけども、もともとは、この道の駅、今の町長が立案したわけではございません。地方自治法に違反してまで用地取得をしてきた。そこに1つは問題があるというふうに私は思います。それを何とか前町長の跡を継いで、少しでも前向きに、ちょっとでも甲良町のためという思いで今奮闘していただいているというふうに私は思います。そういった意味で、地方自治法違反ということにつきましては、ここにおられる議員さんの中に半数以上の方は知っておられるというふうに思います。地元の方々、地元の議員さんですら反対しておられる。ちょっとその辺はおかしいのと違うかなという思いで、私は賛成したいと思います。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決いたします。

委員長の報告は不認定でありますがお間違えのないように、この原案のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。委員長の報告は不認定という報告がありましたけれども、この原案、町から出されているこの原案に認定することに賛成を問うているんです。要するに、委員長報告は不認定やで、委員長報告の不認定に賛成かという問い方じゃないんです。不認定であったけども、本会議ではこの原案に対して皆さんに問うわけですから、この原案を認定するか、しないかという問いでございますので、認定することに賛成の方はご起立願います。

(「わかりにくい」の声あり)

○建部議長 じゃ、もう一度言います。委員長の報告は不認定です。だから、不認定に賛成の方はという問いかけはできません。あくまでもこの原案が認定されるかどうかというので原案を問うているわけです。委員長の報告は不認定であります、この原案について認定することに賛成かどうかというのを聞きますので、ちょっとご理解はいただけましたですか。

○金澤議員 全体を通しての認定ということですか。

○建部議長 いや、認定第1号 一般会計。だから、認定することに賛成の方は起立願ったらいいんです。

それでは、原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 着席願います。

起立少数であります。

よって、認定第1号は否決されました。

次に、認定第2号 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

反対討論を行います。

その理由は、以下のとおりです。払えたくても払えないご家庭がますます増大している経済的な、また国民的な現状があります。一義的には国庫支出を大幅に減額した政府の責任にあります。そのもとで根本的な改善のためには、一般会計からの繰り出しを増やし、国保税を引き下げる努力が必要です。

2つ目に、資格証、短期証明の発行を原則ゼロにすべきだと考えます。保険証はまさに命綱であります。これを支払いの担保として当人に渡さないというのは筋が間違っています。貧困者の懐に入り込んだ行政姿勢が求められるのではないのでしょうか。

3つ目に、健康応援の施策充実、医療費無料化の拡大で早期発見、早期治療を進め、この結果、総医療費の削減が見るべき成果を上げ、国保税、介護保険料の引き下げにつながっている自治体が幾つも実践をしています。その姿勢に根本から学ぶことを訴えたいと思ひまして、以上の理由を述べて反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 起立多数であります。

よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 平成23年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 反対討論を行います。

決算を通じて明らかになった3点を述べて反対の理由といたします。

1つは、公共下水道の負担金の地域による格差は道理に合わず、是正され

ないまま今日推移をしています。

2つ目に、それにもかかわらず、23年度末で1,200万を超えた滞納金の累積に改善の兆しが見えません。

3つ目に、この会計上でも同和特別が終了したことを明確にして、すべての町民の暮らしと営業を直接温める施策への転換と、経済的能力を基準とした減額制度への切りかえを行い、滞納者に対する厳しい対応と、そして温かい対応の両面が必要だと考えまして、反対討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第3号お採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 起立多数であります。

よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 平成23年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

反対討論を行います。

以下の理由であります。

1つは、同和対策事業の重要な1つとして取り組まれてきた事業であるとの認識が薄れたのかと思うほど、決算概要にはその総括文が欠落しています。

2つに、一般会計に対して23年度約866万円、累計で、委員長報告にもありましたように7,487万円も食い込んでいる実態を重視しなければなりません。この金額は、単純に比較して介護保険料の大幅値上げを防止し、医療費無料化を通院も中学生まで拡大できます。さらに、下水道の水洗化率が進まないことに対する各家庭への水洗化補助も思い切った額が投入できます。

3つ目に、新築資金の返済を管理することはもはや同和対策ではありません。滞納者に対しては丁寧な返済計画を相談し、履行させるよう、努めねばなりません。そのためにも特別扱いが終わったことを強調し、暮らし重視の施策に転換し、協力を求めることが必要だと考えるものです。

以上の理由を述べ、反対討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 平成23年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 決算認定について、2つの理由を述べます。

1つは、同和対策事業を進める根拠となった法律が失効してから、今年10年が経過をします。にもかかわらず、同和対策事業が必要だとして町が取得をした土地が当時全くその目的にも使われずに放置されていること自体が以上です。しかも、10年前、約1万6,000平米が残っていたのが、23年度約8,900平米、約半分となっただけであります。

2つ目に、土地取得の原資は町民の税金であります。これが塩漬けになったまま有効利用がされていないだけでなく、税金の無駄遣いとなっているものであります。売却対象の枠を拡大し、早期の解決が求められます。そのためにも土地裁判の確定判決の趣旨、教訓をしっかりと学ぶことを希望し、討論といたします。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第5号は認定されました。

次に、認定第6号 平成23年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論を行います。

当初、この墓地公園ができた当時、さまざまな疑惑もありました。しかし、アンケートによる住民の希望は大変大きなものがございました。そのことを私たちは考慮して賛成としたわけであります。その後の経過は大変難航しています。墓地の半分の売却が完了しましたが、約半分がまだ残っています。その点でもこの問題の整理が大事であります。

しかし、会計上、借入金の返済が終了した時期を迎えて、あと1基、2基、そして5割の売却をめざすならば、そのことが一般会計に反映をされてきます。そういう点でもその大目標に向かって努力されることを希望して賛成討論とします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第6号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第6号は認定されました。

次に、認定第7号 平成23年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

介護保険特別会計について、反対討論をいたします。

介護保険制度が始まってからさまざまな弱点が見え始めました。その弱点の最大は、保険料の範囲で介護事業を賄うという保険思想であります。その点から国が措置をした制度からの大転換で大きな問題が各地で生じました。介護の充実をすればするほど保険料に響いてくる。つまり、値上げせねばならない、こういう制度に追い込まれたのであります。そういう中で、全国では介護保険の軽減と利用料の軽減のために一般会計からの繰り出しや一般事業を充実して介護を受けなくても健康な高齢期を迎える。こういう自治体が増えてまいりました。甲良町でも利用料、保険料の軽減策が現在とられていませんし、この決算期でもとられたことがありません。

そういう点でも、介護保険料、利用料の町独自の軽減策をわずかでも実施をして、利用料、保険料の軽減に町民に対して寄与することを求めたいと思

いまして、介護保険会計については反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第7号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第7号は認定されました。

次に、認定第8号 平成23年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 後期高齢者医療制度については、現政権の民主党が政権につく前、廃止を掲げましたが、その後、公約を全く投げ捨てて継続を続け、さらに、解約を進めてまいりました。後期高齢者の医療制度は年齢で線を引き、料金も、そして医療の中身も差別をするという差別医療として当時大きな糾弾を受けました。そしてその後の経緯でも、低額ないしは所得のない方からも均等割を徴収するという、家族への負担が大きくなっています。そして、75歳で線を引いて医療を受ける制度、受ける中身も変わってまいります。そういう点でも、この後期高齢者の医療制度は一日も早く廃止すべきものでありますし、そのことに無批判に制度に乗るということについても私は態度が見えてこないというように思いまして、後期高齢者医療制度の事業、特別会計について反対討論の理由といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第8号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第8号は認定されました。

次に、認定第9号 平成23年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに

事業報告について、討論はありませんか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 5番 丸山光雄です。

党議員を代表して賛成討論を行います。

23年度事業は、甲良町水道業にとって特筆すべき年度だったと思います。それは、昨年12月、議会の論議で有収率の低下の原因を探っていく中から、町議会議員の不正取水、いわゆる盗水疑惑が持ち上がり、町民世論の支えのもと、町長が掘削調査を決断し、職員もさまざまな困難を突破し、毅然と調査に当たりました。そして、この調査をもとに、窃盗事件として警察に告訴するという、当然ではありますが公正な解決の方向に踏み出した。私たち一連の対応をさまざまな弱点はあるものの、評価しています。石綿管の布設替えが完了したにもかかわらず有収率の低下が続くのは、構造的な漏水および相当数の不正取水が疑われます。現に議員宅のバイパス管を接続した業者が、ほかにもやっていると言っていることから濃厚な疑いとして浮上しています。

不正取水は、私が言うまでもなく甲良町の商品、町民の財産が窃盗という犯罪行為にさらされているのです。決算認定にあたり、公正で安心できる水道事業を継続するには、この大量の不正取水疑惑の調査、解明が不可欠だと考えます。告訴まで進んだ議員宅の事案が厳正に処罰され、財産の回復と行政処分が毅然と施行されることを大多数の町民が見守っていることと思います。そのことをしっかりと肝に銘じて執行に当たってくださるよう切望して、賛成討論とします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第9号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり賛成する方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第9号は認定されました。

暫時休憩をいたします。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第 1 1 議案第 3 7 号 平成 2 4 年度甲良町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

議案第 3 7 号については、予算決算常任委員会に付託され審査が行われまして、その報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

金澤委員長。

○金澤予算決算常任委員会委員長 予算決算常任委員会審査報告書を報告いたします。

平成 2 4 年 9 月 2 4 日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

予算決算常任委員会委員長 金澤博。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

1. 審査結果。

事件の番号、議案第 3 7 号 平成 2 4 年度甲良町一般会計補正予算（第 4 号）。

審査の結果、原案可決。

審査経過。

議案第 3 7 号 平成 2 4 年度甲良町一般会計補正予算（第 4 号）。

緊急雇用創出特別推進事業補助金は、土木総務費の境界明示情報電子化業務委託に充てているが、人的雇用が前提ではないのかとの問いに、業務は業者に委託するが、業者が失業者を雇用し、事業費の 5 0 % 以上を人件費に充てるもので、町が直接雇用するものではないとのことであった。

公営住宅災害見舞金 1 8 0 万円は、収入として個人に入るものか、それとも町に入るものかとの問いに、平成 2 4 年 4 月 3 日の強風被害 1 5 戸分の見舞金で、全額町に入るとのことであった。

保健衛生総務費の補助金返還金 7 3 8 万 3, 0 0 0 円の利用はとの問いに、老人保健の第三者行為で、昨年度に町に入ってきたお金を支払い基金および国、県に返還するものとのことであった。

住宅管理費の登記委託はとの問いに、改良住宅の建物表示と保存登記の費用とのことであった。

中学校の防犯カメラは誰が監視しているのかとの問いに、平成 2 4 年 4 月に 2 日続けて体育館のガラスが割られ、現在カメラは 4 台あるが十分機能していないので、改修を含め 1 4 台設置する。常時監視はできないが、設置によりいじめ等の抑止力にもなるとのことであった。

ほかにもいろいろ指摘や質疑があった。

以上で報告を終わります。

- 建部議長** 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。
ただいまの委員長の報告に対しまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第37号 平成24年度甲良町一般会計補正予算(第4号)について、討論はありませんか。

西澤議員。

- 西澤議員** 11番 西澤です。

補正予算について、住宅リフォームの補助や太陽光発電に対する補正が組まれています。このことについては一般会計でも23年度の決算のときに言いましたように、地域の雇用や仕事おこし、そして、家計の直接応援となるものであり、評価をいたします。

さらに、緊急雇用創設特別推進事業補助金、これが出ていますが、この制度そのもの、これは国の制度であります。委員長報告にもありますように、業者に委託をし、そして、業者が50%以上人件費を投入するという内容であります。今、雇用の破壊が深刻でありまして、国の制度が非正規の拡大を進めながら、こういう小手先の改革をしていることについての批判が強いものであります。当予算は、補正予算という範囲内でありまして、こういう前向きなところがあり、問題なしと認定しまして、賛成討論といたします。

- 建部議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第37号を採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

- 建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第37号は可決されました。

次に、日程第12 議案第38号 平成24年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

- 西澤議員** 本予算については反対をした経緯があります。しかし、補正とい

う限定内であります。私たちが考えますのは、国民健康保険が滞納金額が大きい、そして、その主要な原因として経済的力がだんだんそがれている。こういう町民の実態があります。それに対応して減額制度などを充実する必要を提起をしています。そういう方向が求められるところでありますし、今回の補正の範囲という点で私たちは賛成討論といたします。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第38号は可決されました。

次に、日程第13 議案第39号 平成24年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 下水道の補正予算についても、本予算については反対をした経緯があります。それは、公共下水道の負担金の問題、そして、経過の中で滞納額が累積をしてくれています。そういう問題を解決する必要を提起をしてまいりました。今回は、補正という範囲で賛成討論といたします。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第39号は可決されました。

次に、日程第14 議案第40号 平成24年度甲良町土地取得事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論を行います。

今回の補正自体に問題はないと考えます。旧同和対策事業関係者との処分対象者の枠組みを広げることが、この解決の何よりも重要な点であります。法が終了した現在も9,000平方メートル近くの広大な土地が残っている真の原因を明らかにして根本的な反省を深めることが重要であることを提起したいと思います。当事業遂行にあたって、この問題を解決をすることを求めておきたいと思います。

以上で終わります。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第40号は可決されました。

次に、日程第15 議案第41号 平成24年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 介護保険会計について、とりわけ介護保険料の大幅引き上げについて町民の批判は相当大きなものがございます。補正の時期にこの問題に対応して介護保険料の引き下げを断行すべきだと考えます。

しかし、軽減策には法律上の制限があることをふまえて、介護保険料の軽減に見合う措置をとられることが必要です。そういう点でも、今、介護保険が実施をされて10年、12年が経過をします。そういう中で、介護保険制度そのものへの信頼を取り戻す上でも介護保険料の大幅引き上げが何らかの形で緩和されなければ介護保険制度そのものへの信頼が壊れてまいります。そういう点でも、補正の範囲といえども、この年度末にむかう体制の中でそのことをぜひ検討していただきたいことを申し述べて反対の理由といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第41号は可決されました。

次に、日程第16 意見書第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 意見書第2号 香港民間団体による領海侵入および尖閣諸島不法上陸に関する意見書(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出します。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

平成24年9月24日。

提出者 甲良町議会議員 山田壽一議員。

賛成者 甲良町議会議員 藤堂一彦議員、同じく丸山恵二議員、同じく阪東佐智男議員。

○**建部議長** 本意見書については山田議員から提出されておりますので、山田議員から提案説明を求めます。

山田議員。

○**山田議員** それでは、意見書を提案をさせていただきます。

香港民間団体による領海侵入および尖閣諸島不法上陸に関する意見書(案)。

8月15日、香港の民間団体である保釣行動委員会の船が我が国領海に侵入し、乗組員の一部が尖閣諸島の魚釣島に不法上陸した。

今回の不法上陸に関しては事前に予告があり、政府としても対応方針を決めていたはずであるにもかかわらず、みすみす不法上陸をさせることになった。これらに対する一連の政府の対応は、我が国の国家主権も守れない愚行と言わざるを得ない。また、海上保安庁艦船に対してれんが等を投げつけるなど、明らかにほかに罪を犯した嫌疑があるにもかかわらず、出入国管理及び難民認定法第65条を適用し強制送還としたことは極めて遺憾である。

民主党政権となって以降、メドヴェージェフ大統領の北方領土不法上陸、李明博大統領の竹島不法上陸が相次いで行われ、一昨年の中韓漁船衝突事案では、那覇地検の判断と名目で船長を釈放してしまい、我が国の外交および危機管理において歴史上の汚点を残してしまった。現政権の外交施策は国

益を損ない続けている。今回の事案でも、民主党政権の国家観の欠如、外交の基本姿勢の欠如が招いたものであると言わざるを得ない。

よって甲良町議会は、日本の国家主権を断固として守るために、以下の項目の実行を国会および政府に強く求める。

1. 政府は事実関係を明らかにするため、現場海域で撮影した映像を早急に公開すること。

2. 今後同様の事案があった場合、出入国管理法および難民認定法第65条を適用することなく厳正に刑事手続を進めること。また、中国に対し断固たる抗議を行うとともに、再発防止を強く求めること。

3. 尖閣諸島およびその海域の警備態勢・方針を抜本的に見直すとともに、領土・領海を守るために必要な法制度の整備、関係機関との連携、装備・人員の手当て等の拡充を急ぐこと、また、南西諸島防衛を強化する施策を実行すること。

4. 施設の整備などを通じた尖閣諸島の有人化と海の有効活用を図ること。また、島および海域の安定的な維持管理を強化するために尖閣諸島の国有化に向けた取り組みを早急に進めること。

5. 尖閣諸島は歴史的にも、国際的にも我が国固有の領土であり、そもそも領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示す外交努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年9月24日。

甲良町議会議長 建部孝夫。

以上でございます。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 第4のところですね、国会および政府に強く求めるというところで、4のところ尖閣諸島の国有化に向けた取り組みを早急に進めること、これは既に国有化しているので削除したらどうですか、この文面から。

○建部議長 あれから政局がかなり変わっていますけど。

山田議員。

○山田議員 今、金澤議員がおっしゃられたとおり、この文章をいただいたときはまだそういう方向には、話はあったんですけども、そこまでの決定はなされておらなかったということで、今現在では国有化になったということを知っていますので、削除したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

4番の、「また、島および海域の安定的な維持管理を強化するために尖閣諸

島の国有化に向けた取り組みを急速に進めること」という、この「また」から後。

○**建部議長** ほかに。

西澤議員。

○**西澤議員** 山田議員に、4点、質問いたします。

1つは、5つ並んでいるうちの2番目のところにあります、後段のところで、また中国に対し断固たる抗議を行うとともに再発防止を強く求めることとあります。この中国に対して、この提出者、山田議員が所属をされていると思いますが、自民党の総裁ないしは責任者が中国の当局、国家主席や大使館にきちんとその意思を伝えたかどうか、これが1つであります。そして、それと関連をして、民主党の政権が中国に対して直接こういう抗議の意思を伝えたかどうか、説明、お願いいたします。

2つ目は、3番のところにあります、南西諸島防衛を強化するとあります。これは何を指すのかということで説明願いたいと思います。3番の終わりの方です。これは、私は防衛体制、つまり軍事の強化、武力の強化を意味すると思いますが、それではないのか、それとも何を指すのかの説明をお願いしたいと思います。

4つ目に、金澤議員が言われましたので、その上の方です。施設の整備などを通じた尖閣列島の有人化とあります。私は、先に平和的な外交努力、そして、日本の固有の領土であることを歴史的にも国際法上も、道理ある交渉がまず先決だと思いますが、そのこと抜きにまず整備をしてしまう。これで中国とのエスカレートをしてしまうのではないかとこのように思いますので、何を指して設備の整備などを通じ有人化というのでしょうか。説明願いたいと思います。

4つ目は、そもそも領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示す外交努力を行うこと。これは、そもそも領土問題は存在しないということ自体が私は間違っているのではないかと思います。中国は1970年のときからこの問題の、この領有権を主張を始めました。そのときから領土問題の紛争が生じています。ですから、領土問題は存在しないということで平和的な、また毅然とした対応がされていないように思うんですが、その説明をお願いいたします。後段の明確な事実を国際社会に示す努力というのが大事なところだと私も思います。

以上です。

○**建部議長** 山田議員。答えられる範囲で結構でございます。

○**山田議員** まず最初の、私が所属する自民党の、党の方から中国に対してそのように抗議をしたというようなことは、今はまだ聞いておりません、私の

認識では。民主党さん等もいろいろ動かれていると思うんですけども、大使館を通じて。今、果敢に行われている中国でのデモ等によりまして、日本人の方が、多くの方が迷惑をこうむっているということで、それなりに政府は対応しているのではないかなという認識はしております。

2番目の南西諸島防衛を強化する施策ということは、その領域を日本の国有化ということで防衛の方がそこまで自由に船が行けるんじゃないかと。艦船等も、そういういろんな面で警備の方が強化できるんじゃないかなというように私が思いをしております。

3番目の武力強化、武力を強化するのではないかとということをおっしゃられていますけども、アメリカの日米安保条約の面で、沖縄等の基地もございませう。そういう関係で領海的に、海域的に、いろんな面で日本に対してのメリットが出てくるんじゃないかなという思いがしております。

そして、設備の整備を通じた尖閣諸島の有人化ということでございませうが、これは今の政府が言われているように、周りの海域の漁業に携わる漁船の避難場所の建物を建てたり、そしてまた、連絡、そういう人的な、保安的な面で人員を配備したりするようなことだと私は解釈いたしております。

以上、このようなこととございませうので、よろしくお願ひします。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

党議員を代表して反対討論をいたします。

この意見書全体には3つの特徴があると考えます。

1つは、平和的な話し合いによる解決との文言が1つも表現されておらず、事を構える様相が全面に出ていることとあります。

2つ目に、殊さら民主党政権が問題を引き起こし、解決能力がないと印象づけるものになっていることとあります。

3つ目に、歴史的な事実に基づいて冷静に外交交渉によって解決すべきとする立場が欠落していると思ひます。日本政府が中国国内の暴力的批判に対して対抗手段をエスカレートさせることがあつてはならないと私たちも考えます。日本への批判を暴力であらわす行動は、いかなる理由であれ許されるものはありません。同時に、私たちは中国政府が中国国民に自省を促す対応をとるとともに、在中国法人、企業、大使館の安全確保への万全の措置をとることを求め、日本と中国の双方が物理的対応の強化や軍事的対応論を厳しく自

制することが何よりも重要です。その上で尖閣諸島の領有権についての日本共産党の見解について、概略を述べておきます。

第1は、1895年の日本による領有の宣言は無主の土地の先占という国際法上全く正当な行為であり、歴史的にも日本の固有の領土であります。

第2は、中国側が中国の領土だと主張していますが、1970年までの75年間にわたって、日本の領有に対して一度も異議も抗議も行っていないのです。

第3に、中国側は日清戦争に乗じて奪ったものだと主張していますが、下関条約とそれに関する交渉記録を見ても、この主張は成り立たないことです。日本における尖閣諸島の領有は、日清戦争による台湾、澎湖諸島の割譲という侵略主義、領土拡張主義とは異なる正当な行為でありました。これらの歴史的、国際法上の立場から尖閣問題を解決するためには、日本政府が領土問題は存在しないというしゃくし定規の見解から抜け出る必要があります。領土にかかわる紛争問題が存在することを正面から認め、冷静で、理性的な外交交渉によって日本の領有の正統性を堂々と主張し、解決を図るという立場が大切であると考えます。

意見書では、民主党政権を、国益を損ない、国家観の欠如などと批判しています。当たっていますが、歴代の政府は中国とは30回以上、会談、懇談してきたにもかかわらず、領有権の問題は日中間に存在しないとの理由で踏み込んだ話し合いをせず、国際舞台でも堂々と主張した形跡がありません。私たちは物理的対応の強化や軍事的対応論は理性的な解決への道を閉ざすことになると考え、日中双方に対してその自制を求める立場を強調しています。私たちが8月に国会に上程された、香港民間活動家尖閣諸島上陸決議案に対しても、専ら物理的な対応を強化することに主眼を置いたものであり、冷静な話し合いでの解決に逆行すると反対したものであります。反日デモで過激な主張が目立つ一方、人民日報系の17日付世論調査では、47.7%が平和的な話し合いによる解決が可能と回答し、武力で解決とした27.4%を大幅に上回ったことが報道されています。また、一時期、暴力的な中国の抗議行動は沈静化に現在向かっています。このような時期に平和的な外交努力という文言そのものも、意味合いも表現にない意見書の提出そのものが冷静な話し合いによる解決を妨げるものと確信するものです。よって尖閣諸島は歴史的事実に基づき、国際法上も日本の領土であることを堂々と主張し、冷静な話し合いで解決することを日本政府に求め、この意見書には反対いたします。

○建部議長 ほかに。

西川議員。

○西川議員 3番 西川です。

私も反対討論させていただきます。

この問題は民主党政権になって始まった話じゃありません。自民政権時代からずっと積み残されてきた問題でありますし、防衛力強化というような話になってきますとこの辺が、弱腰外交的なことは私も認めますが、その辺のところでは武力というようなことは全く考えられないことだと思います。それと、平和的外交をやっぱり努力してやっているわけですから、その辺のところでもって現状は見守っていくべきだと。今、中国の反日デモ云々がありますが、聞くところによりますと、それはある個人の人の話ですが、95%は日本と仲ようせないかと。やっているのは5%ぐらいだよという話なんかも出ています。けども、あおられると人間というのはいろんなことで行動を起こしたくなるのが常ですが、やはり日本は冷静に見詰めていくべきだというふうに思いますので、反対討論とさせていただきます。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、意見書第2号は可決されました。

次に、日程第17 意見書第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 意見書第3号 李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書。

地方自治法第120条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出します。

甲良町議会議員 建部孝夫様。

平成24年9月24日。

提出者 甲良町議会議員 藤堂一彦議員。

賛成者 甲良町議会議員 山田壽一議員、同じく丸山恵二議員、同じく阪東佐智男議員。

○建部議長 本意見書については藤堂議員から提出されておりますので、藤堂

議員から提案説明を求めます。

藤堂議員。

○藤堂議員 意見書第3号については私が提出者になっておりますので、私の方から説明を申し上げます。

李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書（案）でございます。

韓国の李明博大統領は、8月10日に島根県・竹島に不法上陸した。このような行為はこれまで連綿と築き上げられてきた日韓の信頼関係を根本的に覆すものであると言わざるを得ない。日本政府は、この事態を深刻に受けとめ、韓国に対し、我が国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針をかため、毅然とした措置をとらねばならない。

また、李大統領は、14日、天皇陛下の韓国訪問に言及し、韓国を訪問したいなら独立運動で亡くなった方々に対し心から謝罪をする必要があると述べた。そもそも天皇陛下の韓国訪問については、李大統領が平成20年に来日した際、両殿下に直接招請したものであるにもかかわらず、今回謝罪がなければ訪韓の必要がないなどと発言していることは極めて礼を失するものであり、到底容認し得ない。甲良町議会は、大統領としての資質が疑われるような李大統領の一連の行動を看過することができない。政府は韓国政府に対し李大統領の謝罪および撤回を強く求めるべきである。

さらに、李大統領は15日の光復節での演説で、いわゆる従軍慰安婦問題についても言及し、日本の責任ある措置を求めるなどと述べているが、そもそも1965年の日韓基本条約において、いわゆる従軍慰安婦問題等を含めた諸問題は完全にかつ最終的に解決されており、かつ人道上の措置も講じている。そうであるにもかかわらず、昨年12月に李明博大統領が来日した際、いわゆる従軍慰安婦問題について野田首相が知恵を絞っていききたいと不用意な発言をしたことが今回の大統領の発言の一因と言える。

民主党政権は政権交代後、対韓融和路線をとり続けている。竹島を韓国による不法占拠と言わず、韓国に対し不必要な謝罪談話を行い、朝鮮王室儀軌の返還では、韓国に対し過剰に配慮し、韓国側の要求以上の返還に応じた。また、韓国が竹島への定期航路を就航させたことに対しても事前に抗議しないなど、しばしば国益を棄損する対応をし続けた結果、韓国の行動は歯どめがきかなくなっている。

よって、政府は竹島問題の重要性にかんがみ、韓国の行動に歯どめをかけるために国際司法裁判所（ICJ）提訴にとどまらず、日韓通過協定更新の見直しなど、対韓国外交の総合的見直しを進めるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成24年9月24日。

甲良町議会議長 建部孝夫様

以上であります。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 3点、お尋ねいたします。

文案の中のほぼ真ん中あたり、そもそも1965年の日韓基本条約とありますが、そして、続いて、いわゆる従軍慰安婦問題等も含めた諸問題はとあります。しかし、その後も従軍慰安婦問題は浮上をし、全面的な解決にはなっていないと考えます。そこで質問は、日韓基本条約は当事者の言い分、要望を全く取り入れていない、問題点の多い、不当な条約だと私たちは考えていますが、この従軍慰安婦問題は処理をしない、今後処理をしないということが明確に決まったのでしょうか。その点、ご説明ください。それが1つです。

2つ目は、民主党政権はと続きます、その1段下の、韓国に対し不必要な謝罪談話を行ったとありますが、韓国に対して不必要な謝罪談話とはどんなものか、説明をお願いしたいと思います。

3つ目は、朝鮮王室儀軌の返還ではとあります。そして、韓国側の要求以上の返還に応じたとありますが、もともと日韓併合、日韓の韓国に対して武力的に侵攻して、王室の大事なものを取り上げて奪ったわけですから、返したのは国際司法上も、また礼儀上も当然だと思いますが、これを何か民主党政権が悪いことをしたという認識なんのでしょうか。その3点、よろしく願いします。

○建部議長 藤堂議員。

○藤堂議員 今、西澤議員さんの質問に100%答えられるというわけではございませんけども、答えていきたいと思えます。

慰安婦問題につきましては、既にこの条約の中でもうたっているというふうに新聞にも載っておりました。そういったことで、いつの新聞だったか、ちょっと忘れちゃったけども、解決済みであるというふうな私は思いをしています。

そして、もう一つですけども、韓国側の要求以上の返還、これは西澤議員のおっしゃるとおり、とったものを返した。それには間違いないんですけども、向こうが言うている以上にも返すと言うたらおかしいかもわかりませんが、それで向こうも満足しているはずなんですのに、日本の国土も侵すという、大統領そのものが日本の国土を侵すということについて抗議を申し

込むということでありませう。よろしくお願ひします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

この意見書には竹島の領有権の歴史的な事実に基づき、外交交渉によって解決を図るという立場ではなく、専ら対抗手段のみが強調されるものと考えませう。賛成できません。

さらに、李明博大統領が天皇陛下訪韓の際には、独立運動で亡くなった方々に謝罪を求めると発言したことを撤回、謝罪を要求していますが、筋違ひのものだと思います。それは、天皇は国権を有しないと憲法で定められており、日本政府の方針となるような政治的表明をしてはならないことを無視したものであります。もともとこの大統領の発言そのものが不適切であることは間違ひありません。そして、この李大統領の発言は既に謝罪をしていると聞いています。改めて問題にすること自体が政争の種をまくようなものとなります。竹島の領有権について言えば、1905年、竹島でアシカ猟をしていた中井養三郎さんという方の求めを受けて、当時の日本政府は同島を日本領として島根県に編入したものです。これは尖閣諸島と同じく国際法上有効なものであります。

しかし、この時代は日本が武力で韓国を植民地化している過程でもあり、韓国の外交権が奪われ、韓国は異議を唱えることができませんでした。竹島問題の最大の弱点は日韓間に解決のために話し合うテーブル、協議機関がないことでありませう。日本政府が1910年の韓国併合への根本的な反省に立ってこそ、冷静に話し合うテーブルがつくられるものと私たちは主張しています。

本意見書では、民主党政権が対韓融和政策をとったことが韓国の行動に歯どめがきかなくなると見解を述べていますが、これは事実とも合致せず、賛同できません。自民政権も含め植民地支配への根本的な反省に立っていないことが両国の信頼関係がつかれないでいる主要な要因ともなっています。今、外交で重要なことは、日韓双方が歴史的な事実に基づき、冷静で道理に立った外交交渉を行うことが大切であり、いろいろと対立することを理由に挙げて事を構えることは平和的な解決に逆行するものであり、本意見書に賛同できないことを表明いたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立多数であります。

よって、意見書第3号は可決されました。

次に、日程第18 意見書第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 意見書第4号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出します。

甲良町議会議長 建部孝夫様

平成24年9月24日。

提出者 甲良町議会議員 阪東佐智男議員。

賛成者 甲良町議会議員 山田壽一議員、同じく藤堂一彦議員、同じく丸山恵二議員。

○**建部議長** 本意見書については阪東議員から提出されていますので、阪東議員から提案説明を求めます。

阪東議員。

○**阪東議員** それでは、意見書第4号を朗読させていただきます。

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書(案)。

北朝鮮による日本人拉致問題は、国家にとって重大な主権侵害行為であり、かつ許しがたい人権侵害行為である。平成14年、当時の小泉政権下において、北朝鮮は日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者が日本へ帰還を果たしたところであるが、その後、新たな拉致被害者の帰還は果たせておらず、今も北朝鮮の地で我が国から救いの手を待つ被害者にとっては、10年の年月が経過しようとしている。また、北朝鮮による拉致被害者として17名が認定されているが、認定された拉致被害者以外にも特定失踪者を含む多くの未認定被害者が存在していると推測される。

政府は、首相を本部長とする拉致問題対策本部を設置し、拉致問題担当大臣を任命して今日まで被害者救出に取り組んでいるが、いまだに具体的な成

果を上げるまでには至っていない状況である。

こうした中、昨年12月、北朝鮮の金正日総書記が死去し、後継の金正恩政権に移行されたところであるが、こうしたときにこそ断固とした姿勢で実質的な交渉を行い、拉致問題の解決を進めるべきである。

また、金正恩政権発足後、北朝鮮の治安ならびに経済状況は極めて不安定な状況にあり、拉致被害者の安全が侵害される危険度も憂慮されるところである。

よって、国会および政府におかれましては、今年を勝負の年と位置づけて、全精力を傾けて早急に未認定被害者を含むすべての拉致被害者を救出されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月24日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

以上です。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

党議員を代表して賛成討論を行います。

北朝鮮が拉致の事実を公式に認めて10年になります。北朝鮮がテロや核開発、またミサイルの発射など、乱暴な駆け引きを持ち出す国策を行ってきた国だからこそ、日本は国際的道理に立った外交が特別重要になるのだと思います。拉致問題を解決するためにも6カ国協議の枠組みを尊重するとともに、日本、北朝鮮の二国間の国交が開かれていないことを早急に改善することが求められています。北朝鮮との交渉の窓口を開く上でも、日本の植民地支配と侵略戦争の根本的反省が欠かせません。現在、顕著になっている侵略戦争の美化や従軍慰安婦の強制の事実はないなどという政治家の発言は許すことができないだけでなく、日朝間の平和的話し合いの機運をぶち壊すものと言わねばなりません。そして、条件をつけずに協議の場をつくることこそ重要であることを強調し、賛成討論としたいと思います。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、意見書第4号は可決されました。

次に、日程第19 意見書第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 意見書第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出します。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

平成24年9月24日。

提出者 甲良町議会議員 西川誠一議員。

賛成者 甲良町議会議員 丸山恵二議員、同じく西澤伸明議員、同じく金澤博議員、同じく藤堂一彦議員。

○**建部議長** 本意見書については西川議員から提出されております。西川議員から提案説明を求めます。

西川議員。

○**西川議員** それでは、意見書を提案させていただきます。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書(案)。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務づけられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保することとしている。

このような中、地球温暖化対策のための税が平成24年10月に導入される一方、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、平成24年度税政改正大綱において、平成25年度実施に向けた成

案を得るべくさらに検討を進めるとされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを山村地域の市町村が主体的に、総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や、林業従事者の高齢者、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記。

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割をふまえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与する地方財源を確保・充実する仕組みを早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月24日。

滋賀県犬上郡甲良町議会議長 建部孝夫。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

木村議員。

○木村議員 6番 木村です。

この意見書に対しては賛成をするというふうな向きなんですが、ちょっとひっかかった点がありましたので。年度は忘れましたが鳩山民主党政権になっての、鳩山元総理大臣が京都議定書で20%云々という、たしか私は日本の目標数値であったように記憶しているんですが、そのことがちょっとここには書かれておらず、6%云々、3.8%云々が書かれているんですが、20%云々の部分はどうなったのか。もしも私の勘違いだったら勘違いだというふうに答えていただければありがたいんですが、よろしく。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 お答えになるかどうか、よくわかりませんが、京都会議のときの話として鳩山さんが答えたのかどうかというのは、ちょっと定かじゃないと思いますので、私としてはそれ以上答えられません。

○建部議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 この意見書について、党議員を代表して賛成討論を行います。

最近の異常気象は地球温暖化が一段と進んだことが大きな一因だと言われています。温暖化防止は地球環境保全の上で、本当に待ったなしの課題です。そして、この意見書にある地球温暖化防止をより確実なものとするために定義されている森林の整備、自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用など、原発依存からの脱却をめざす重要な観点からも、本町でも大いに取り組むことが求められている課題です。

我が甲良町も、町営林を抱え、森林に親しむとともに、その恩恵を受ける有意義な機会が与えられています。町営林の木材を活用した住宅建設の推奨制度や、町施設への活用など、展望が膨らんでいきます。しかし、意見書の後ろの方で述べているように、町営林木材の出荷ができるだけの価格や体制はなく、高齢化と後継者不足は我が町も同様です。地球温暖化対策のための税の一定割合を地方に譲与し、充実する仕組みの構築は大変歓迎すべきものであり、創設された税の趣旨を真に生きる制度となるよう、私たちが議会の内々で働きかけることを表明して賛成討論を終わります。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、意見書第5号は可決されました。

次に、日程第20 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第121条の規定によりましてお手元に配布いたしておきました文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第21 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきましたとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出があ

りました。

お諮りいたします。

各常任委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

町長。

○北川町長 閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げたいと、このように思います。

9月6日全協、7日開会で、本日まで非常に長期間にわたってまして認定が9件、議案が5件、ほかに同意案件が2件など、提案をさせていただきました。残念なことに、平成23年度の決算の認定については不認定というような結果になりました。この件につきましては、特に議員の皆さんから、今進めておりますせせらぎの里こうら、この道の駅、これを運営するにあたって非常に不安があるというようなことから不認定になったというように思います。

思い返しますと、平成19年12月、これは前任者が2つの大きな過ちを犯しました。1つは、議会の承認がなければ契約ができない5,000万以上、これは1億3,000万の用地買収費でした。それともう一つは、5,000平米以上、これも議会の承認がなければあきません。が、しかし、これが進められました。私も当時は議員でございました。全く知らないうちの話でございました。そして、19年12月ですから、20年1月に町会議員の改選でございまして。選挙に入る前で私たちも選挙モード一色というようなことで、知らないうちにすべてが終わっておったと。3月議会の前になってやっとそういうところが、何か買われたそうなどというような話になったわけです。そして3月議会、とんでもないことやなというような思いをしていろいろ議論がありましたが、地権者に今さらお金は返せないというようなことから、今、議長になっておられる、当時、建部議員が、みんな、もう今さら買ったものやから、何とか追認議決で承認しようというような提案もございました。したがって、事後承諾というようなことで渋々承諾をした。けども、前町長には、事業についてはむちゃをしないでくださいよと。甲良町の財政力に見合う、それだけの事業にしてほしいというような思いで意見が相当みんなからも出ました。

そして、もう既にご承知の皆さんもおられますが、愛知県の幸田町、筆柿

の里にみんなで研修にも行きました。そこは、額田郡、いわゆる23号線の自動車専用道路が通っているところです。非常に通行料の多いところ。そして、人口が5万人で大きな町です。デンソーとかソニーとか、いろんな大企業がおります。そこでも道の駅をつくるにあたって計画をされておりました。地場産業で果樹がいっぱいあります。そして、酪農とか、あるいはタケノコとかいろんな、それと、日本全国の9割を誇る筆柿という柿もあります。それを抱えていてなおかつオープンまで8年をかけるというような発表をされました。私は、これだけ地場産業があって体力のあるところでも万を期してやっているなという、私は思いをいたしました。

だから、私はこの議会でも、当時議員でありましたから一般質問でそのことも再三申し上げて、けども、平成20年4月から5カ年計画で今の事業は進められる申請が既にされておりました。したがって、5年間の事業としてしなければ補助金がカットされるというようなことも聞かされ、その中で、じゃ、縮小できないのかというような話もいろいろさせていただいたが、それはなかなか縦には首を振っていただけませんでした。そのころから、これはやむを得んなど。甲良町も借金だらけで、そんな中で先行投資、大きな投資をして無理してスタートしたら、これは将来そのはね返りが来るであろうというような思いもありまして、私は平成21年10月の選挙に立候補するというようなことで、私は公約で、道の駅は縮小するということを宣言して選挙に向かわせていただいた。

そして、町民の皆さんからご理解をいただいて、平成21年11月10日から町長に就任をさせていただきました。そして、その中で、一生懸命苦勞しながら事業に取りかかる中で、ほぼ予定通りの縮小はさせていただいたつもりであります。その中で、昨年7月28日に仮オープンで今の直売所も建設しました。これは、来年の3月にオープンするにあたって、1年半の期間の間に何がよかったか、何が不足しているか、それを見きわめるテスト期間かなというような思いをしております。

しかし、見切り発車という言葉は悪いですが、平成20年に事業としてスタートした以上、これは船が出航したのと同じです。途中で大波をかぶってひっくり返ることのないようにしなければならないというような思いから、必死になって事業を進めておりますが、なかなかすべてがパーフェクトに行くということは、これはございません。その中で、皆さんからもいろんな今回は意見をいただきました。私は、この事業については全身全霊をかけて一生懸命頑張って何とかスムーズに船出ができるようにしていきたいという思いと決意を持っております。

でも、1人の知恵じゃなくて、議員の皆さんを含め、多くの人の知恵、い

わゆる文殊の知恵、これがなければ1人ではなかなか見落としている部分も沢山ある。そのことを考えたら、この議会でいろんな意見も言っていただきました。今後もいろんなそういう意見の場を設けさせていただいて、皆さんの意見を聞きながら、何とかかじ取りがうまくできるように進めていきたいというような決意もしておりますので、よろしくお願いをしたいなというような思いをしております。

非常にいばらの道であることはわかっておりますが、ぎりぎりの線で何とかスタートできる、立ち上げられる。ただ、皆さんに本当に申しわけないなと思うのは、人事の問題についてはいろんな面がございましたので、今回は盤石の体制で再スタートをさせていただいたというようなことでございますので、担当職員、室長以下、それを肝に銘じて必死になって頑張るというような決意でおりますので、よろしくお願いをしないと、このように思います。

これから9月議会は終わりますと、秋はいろいろな事業もございます。議会の方も、いろいろ研修等もございます。お体には十分ご留意いただいて、今後とも議会運営に一生懸命頑張ってください、そして、町民の期待にも応えていただく。

私たちもこの23年度の決算については、教育、民生、あるいは福祉、農業振興、産業振興を含め、防災無線から含め、いろんな事業で住民の皆さんにえられるための予算を編成させていただいて、執行させていただいたのではないかなというような思いをいたしております。

今後とも議員の皆さんのご指導をよろしくお願ひ申し上げまして、閉会にあたりましてのあいさつとします。

○**建部議長** これをもって、平成24年9月甲良町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時53分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 西 川 誠 一

署 名 議 員 濱 野 圭 市